新型コロナウイルス感染症関連の栃木県制度融資

令和6年7月1日

	経営安定資金　原油・原材料高騰等緊急対策資金
融資対象	県内に事業所を有する中小企業者又は中小企業団体で、次のいずれかに該当するもの 1. 原油・原材料価格の上昇等の影響により、最近1か月の売上高が前年同月（原油・原材料価格の上昇等による影響を受ける前の同月でも可。）に比較して3％以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高が3％以上減少する見込みであるもの 2. 原油・原材料価格の上昇等の影響により、最近1か月の売上総利益率又は営業利益率が前年同月に比（原油・原材料価格の上昇等による影響を受ける前の同月でも可。）較して3％以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上総利益率又は営業利益率が3％以上減少する見込みであるもの 3. 原油・原材料価格の上昇等の影響により、信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けたもの ※新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等も融資対象者となります。
融資限度額	1億円
保証期間	1年超10年以内（据置期間2年以内）
対象資金	運転資金・設備資金・借換資金 ※借換資金は既に借入している保証協会の保証付き県制度融資の借換に限る
責任共有制度	対象
融資利率	【責任共有制度対象】1.4％以内
保証料率	1.40％～0.45％
必要書類	【共通】県税納税証明書 【融資対象１】営業状況調書（別記様式10-3） 【融資対象２】営業状況調書（別記様式10-4） 【融資対象３】市町村の発行するセーフティネット保証５号に係る認定書
制度ページ	https://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/work/shoukougyou/yuushi/1179799465893.html#koronaasikin

※ 詳細については栃木県のホームページ等にてご確認ください。

新型コロナウイルス感染症関連の栃木県制度融資

令和6年10月17日

	経営サポート資金　経営力強化借換融資
融資対象	県内に事業所を有し、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者又は中小企業団体 〔経営力強化保証制度の専用資金、国の全国統一制度の対象〕
融資限度額	1億円
保証期間	1年超10年以内（据置期間1年以内）
対象資金	借換資金（借換対象は、次の保証付きの県制度融資に限る。また、SN5号を利用する場合は、次の保証付きの県制度融資かつ既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限る。） ⑴新型コロナウイルス感染症緊急対策資金 ⑵新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金 ⑶新型コロナウイルス感染症対策融資 ⑷伴走支援型特別融資 ※借換資金に真水資金を加えることは可能です。
責任共有制度	対象
融資利率	【責任共有制度対象】1.4％以内
保証料率	1.25％～0.45％
必要書類	【共通】県税納税証明書 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 事業行動計画書
制度ページ	https://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/work/shoukougyou/yuushi/1256894096206.html

※ 詳細については栃木県のホームページ等にてご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に向けた市町村制度一覧

自治体名	制度融資名	保証料補助	利子補給	セーフティネット保証併用	
				4号（100%保証）	5号（80%保証）
鹿沼市	緊急経営対策特別資金	全額	-	○	○
那須塩原市	り災特別資金	全額	-	○	○
さくら市	経営力強化資金	全額	-	-	○
茂木町	新型コロナウイルス感染症緊急対策資金	全額	-	○	○

※ 令和6年7月1日現在の情報です。

※ 各制度の詳細、特に「保証料補助」、「利子補給」については上限額等の条件が別途定められているケースがございますので、各自治体にご確認ください。